

【中国】測量法の改正

主任調査員 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子

* 2017年4月27日、測量事業に対する国の統一的な監督管理の強化、地理情報の共有化促進とその安全確保の徹底等を目的として、測量法が改正された。

1 背景と経緯

測量、地図作成、地理情報管理等について定める中国の測量法は、1992年に制定された後、2002年に全面的に改正されている。この改正により条数が当初の全34か条から全55か条に増加し、規定内容が大幅に拡充された。しかし、その後、急速な経済発展、測量関連技術の水準向上、インターネットの普及等により、測量や地理情報を取り巻く環境が大きく変化し、現行法では十分な対応が難しい状況も生じている。

中国政府は現在、地図データの共有化、適正な管理の下での利用促進、地理情報関連産業の振興等に重点的に取り組むとする一方で、国の安全維持という観点から、地理情報に係るリスク管理の強化も重要課題と位置付け、そのための法的基盤の強化を急いでいる。2016年1月1日には、インターネット時代に適応した地図及び地理情報の管理、関連産業の発展促進等について規定する地図管理条例(全58か条)が施行された(本誌266-2号(2016年2月) p.32 参照)。測量法についても、法の実効性を高めるため、再度改正が行われることになった。今回の改正の趣旨は、データの共同利用の促進、測量事業の計画的な実施体制の確立、地理情報の安全等に係る監督・検査体制の整備と取締りの強化、規制緩和と許認可制度の適正化等に関する規定の拡充である。

測量法の改正案は、2016年10月、第12期全国人民代表大会常務委員会第24回会議に提出されて第1回審議が行われ、その後の意見公募と修正を経て、2017年4月の同委員会第27回会議において第2回審議の後、4月27日に可決、成立した。改正法(注1)の条数は、13か条増えて全68か条となった。施行日は2017年7月1日である。

2 改正測量法の構成と主な内容

(1) 構成

第1章：総則(第1条～第8条)、第2章：測量基準及び測量システム(第9条～第14条)、第3章：基本測量(第15条～第19条)、第4章：国境測量及びその他の測量(第20条～第26条)、第5章：測量資格(第27条～第32条)、第6章：測量成果(第33条～第40条)、第7章：測量標識保護(第41条～第45条)、第8章：監督管理(第46条～第49条)、第9章：法的責任(第50条～第66条)、第10章：附則(第67条～第68条)。

(2) 立法目的と適用範囲

立法目的は、①測量管理の強化、②測量事業の発展促進、③経済、国防及び社会の発展並びに生態系保護のための測量事業の保障、④国の地理情報の安全確保であり(第1条)、中国の領域及び管轄海域における測量活動に適用される(第2条)。

(3) 測定の定義

測定とは、①自然地理又は地表の人工施設の形状、大きさ、空間的位置及びその属性を測定、採取及び表現すること、②取得したデータ、情報及び成果の処理及び提供を行うことをいう（第2条）。

(4) 基本原則

測量事業は、経済、国防及び社会の発展のための基本的事業であり（第3条）、国が統一的な監督管理を行う（第4条）。測量活動に従事するときは、国の定める測量基準及び測量システムを用い、国の定める技術基準・規則に準拠しなければならない（第5条）。

(5) 衛星測位システム

国及び省・自治区・直轄市政府は、統一された衛星測位サービスシステムを構築し、それにより公共サービスを提供しなければならない（第12条）。衛星測位システムの地上施設の設置及び運用は、国の定める基準及び条件に適合することが義務付けられ、国の安全に危害を及ぼすことがあってはならない（第14条）。

(6) 基本測量

全国統一の測量基準及び測量システムにより国土基本図の作成、基本地理情報システムの構築等を行う基本測量は、国が地域、縮尺等による等級別管理を行う（第15条）。基本測量の成果は定期的な更新が義務付けられ、特に、経済・国防・社会の発展及び生態系保護のため緊急に必要なとされる場合は、速やかに更新しなければならない（第19条）。

(7) 測量成果とその利用

測量成果は、国の管理制度の下、法に基づきその知的財産権が保護される（第33条）。国及び地方政府は、測量成果の社会での活用に積極的に取り組まなければならない（第34条）。基本測量及び国の資金により実施された測量の成果は、政策決定、国防及び公共サービスに用いるときは無償提供が義務付けられるほか、防災減災、突発事件対応、国家安全維持等の公共の利益のために必要であるときも無償で利用することができる（第36条）。

(8) 安全管理義務

オンライン地図サービスの提供者は、法に基づく審査・許可を経た地図を使用し、地図データ安全管理制度を構築しなければならない（第38条）。地理情報の生産、保管、利用を行う組織は、国家機密に属する地理情報の取得・所有・提供・利用状況に関する記録を作成して長期保存し、追跡管理を可能としなければならない（第47条）。

(9) 外国人による測量活動

外国の組織又は個人が中国の領域及び管轄海域において測量活動に従事するときは、政府と軍の測量主管部門の許可を受けることが義務付けられ、また、中国の領域において測量活動に従事するときは、必ず中国の関係機関等と共同で行い、国家機密に触れることや国の安全に危害を与えることがあってはならない（第8条）。

注（インターネット情報は2017年6月14日現在である。）

(1) 「中华人民共和国测绘法」国务院法制办公室 <<http://www.chinalaw.gov.cn/article/fgkd/xfq/fl/201705/20170500483151.shtml>>